

案内

平成24年度有田地方

障害児者ファミリデー

障害児者ファミリデーとは、障害のある人となない人がふれあうこと
によって障害に対する正しい理解と
認識を深め、心のバリアフリー化を
促進することを目的とし、開催され
る事業です。

■日時／1月27日(日)

受付／12時30分～

開催／13時～15時30分

■場所／金屋文化保健センター

■内容

○オープニングセレモニー

手話コーラス(有田中央高校生)

○講演「こころのSOS見逃して
いませんか？」

(株)メンタルヘルス・パートナー代

表村上寿美子氏(産業カウンセ

ラー)

○物品販売(有田都市の作業所によ
る販売)

○手作り・体験コーナー(押し花教
室・こけ玉作り・バルーンアート

等)

○お楽しみ抽選会(豪華な景品をあ
てよう！)

キノピーやきいちゃんも遊びにく

るので、皆さんもお誘いあわせの上、
ご来場くださいね。

■問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福
社課

必ずチェック 最低賃金!

使用者も 労働者も

平成24年10月1日から和歌山県最
低賃金は、時間額690円になっ
ています。

最低賃金制度とは、最低賃金法に
基づき国が最低の賃金の最低限度を
定め、使用者は、その最低賃金額以
上の賃金を労働者に支払わなければ
ならないとする制度です。

なお、最低賃金法違反については
罰則が設けられています。

■注意

○最低賃金は常用労働者のみではな
く、臨時・パートタイマーなどに
も適用されます。

○最低賃金額には、精皆勤手当・通
勤手当・家族手当・時間外手当・
ボーナスなどは含まれません。

○派遣労働者については、派遣先の
地域(産業)の最低賃金が適用さ
れます。

○「鉄鋼業」「百貨店、総合スーパー」
については、それぞれの産業別最
低賃金が適用されます。

■問い合わせ

和歌山労働局賃金室

☎073-488-1152

または最寄りの労働基準監督署

林業退職金共済制度(林退共) からのお知らせ

林業の仕事をしてきたことがあり
ませんか？

林退共制度に加入していたが、退
職金をまだ受け取っていない方を探
しています。

以前、林業の仕事をしてきたが、
ご自身が林退共へ加入していたか分
からない方についてもお調べいたし
ます。

また、罹災された共済契約者およ
び被共済者の皆様に対し、各種手続
(共済手帳の紛失、退職金の請求等)
の必要が生じた場合はできうる限り
の範囲において速やかに対応したい
と考えておりますので最寄の支部ま
たは本部へお問い合わせ、ご相談下
さいますようお願いいたします。

詳しくは、ホームページでもご案
内しております。

<http://www.rintaikyō.taisyokukin.go.jp/>

■問い合わせ

独立行政法人勤労者退職金共済機

構林業退職金共済事業本部

〒170-8055

東京都豊島区東池袋1-24-1

ニッセイ池袋ビル

☎03-6731-2887

FAX03-6731-2890